



司法制度改革と弁理士

司法制度改革推進委員会委員長 筒井 大和



1. はじめに

近年、日本の司法インフラの再構築や規制緩和の促進等の観点から、国民が利用し易い司法制度の在り方について見直しの議論が盛んに行われるようになり、その1つの方向付けとして、平成13年6月に政府の司法制度改革審議会から出された意見書がある。同意見書は我が国の司法制度改革における「バイブル」的な存在であり、現在組織されている司法制度改革推進本部においてもその精神は引き継がれている。

この司法制度改革の流れは、我々弁理士にとっても決して無縁な存在ではない。弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与が一定の条件の下で近々実現されようとしている現在、弁理士と司法制度との関係は従前にも増して密接なものとなってきているが、この流れは今後も益々強くなって行くものと思われる。

現在、司法制度改革推進本部でも、司法アクセス、ADR、仲裁法制、国際化、法曹養成等の様々な検討会を開催しており、この中には弁理士との関係が深いものも多く含まれている。したがって、日本弁理士会としても、これらの検討テーマについて十分に研究した上で、積極的に対応して行くことが必要であると考えられる。

2. 弁理士と司法制度との関わり合い

現在、司法制度改革推進本部で検討されている上記の検討テーマを含め、弁理士との関係が深いと思われる主な司法制度関連事項としては、例えば次のようなものが挙げられる。

(1) 弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与

今通常国会において、弁理士への特許権等の侵害訴訟代理権の付与が一定の条件（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限ること及び信頼性の高い能力担保措置が講じられること）の下で近々実現されようとしている。侵害訴訟代理権の獲得は弁理士にとって長年の夢であり、弁理士が知的財産権の専門家として、知的創造サイクルの中で権利の創設から活用まで一貫関与し、その一貫関与を通じて産業の発達等に貢献できる道筋が用意されるものである。

しかし、これは決して夢の終わりではなく、むしろ真の夢の実現へのスタートとして捉えるべきである。侵害訴訟代理権が与えられた暁には、我々弁理士はその反面として、侵害訴訟代理人として国民の期待に応えるべき義務と責任を負うということになる。このことは侵害訴訟代理権のみならず、弁理士が司法の流れの中で重要な役割を果たすようになればなるほど当て嵌ることである。このような自覚の下に、今後とも積極的に職務に邁進し、侵害訴訟代理業務についての実績の積重ねをベースとして次のステップを目指すべきである。

(2) 法科大学院（ロースクール）

法曹養成制度改革の一環として、所謂ロースクールの問題は最近特に頻りに話題となっており、司法制度改革の目玉の1つになっている。しかも、ロースクールは平成16年（2004年）には現実に設立される予定になっており、2010年頃には年間3,000人の法曹を輩出するベースとなることが計画されている。そして、ロースクールには、法律系以外に、技術系等の人材を広く合格させることも決定されている。特に、最近の知的財産重視政策の一環として、知的財産を重点的に教育する「知財ロースクール」を作ることも提案されている。

したがって、ロースクールを卒業して司法試験に合格する人達が毎年3000人も法曹となり、しかもその中にかかなりの割合で技術系の人材も含まれているとなると、弁理士の業務にも少なからず影響を及ぼす可能性がある。

その時には、知的財産関係の業務は弁理士と弁護士との自由競争となり、ユーザーの選択によりどちらかが選ばれるようになるであろう。

そのことを考え合わせると、技術系等の優秀な人材を弁理士の世界に確保するために、今以上の魅力ある弁理士制度を再構築すべく、日本弁理士会でも司法制度対策委員会等で検討を始めているが、さらに深く議論し、早急に対応できるようにすべきである。

(3) 裁判外の紛争処理（ADR）制度

裁判による紛争解決とは別に、裁判外の紛争処理制度として ADR が最近非常に注目されている。ADR は裁判に比べて、簡便、迅速、廉価、非公開等の特徴があるので、これをさらに活用すべきであることが上記意見書でも強調されている。そして、同意見書の提言を受けて、所謂「ADR 基本法」の制定も検討されている。

改正弁理士法では、弁理士は、特許、商標等の通常実施権の許諾に関する契約等について代理、媒介、相談の業務を行うことができる（第 4 条第 3 項）。また、経済産業大臣が指定した団体（日本知的財産仲裁センター及び国際商事仲裁協会）が行う特許、商標等の仲裁事件について代理ができる（同法第 4 条第 2 項第 2 号）。

ADR については、日本弁理士会は日本弁護士連合会と共同で日本知的財産仲裁センターを設立・運営しているという実績があるが、今後は同仲裁センターの更なる活性化を図ると共に、それ以外の ADR 機関における ADR への関与の可能性についても、弁理士の更なる社会貢献として検討すべきである。

また、「ADR 基本法」への対応、ADR の担い手である仲裁人、調停人、仲裁代理人等の恒常的な教育訓練システムもさらに充実させて行く必要があるであろう。

(4) 専門委員制度

現在、知的財産、医療、建築、労働等の専門分野における訴訟の迅速化及び内容の充実化が強く求められている。それを受けて、法務省の法制審議会における民事・人事訴訟法部会では、これらの専門訴訟に専門委員制度を導入することが検討されている。

その中で、我々弁理士の業務である知的財産権分野について見ると、知的財産権侵害訴訟等の知的財産権関係訴訟において導入が検討されている専門委員制度に知的財産分野の専門家として関与すべきである。

具体的には、知的財産権関係訴訟における専門委員の給源の 1 つとして弁理士が採用されることになれば、日本弁理士会としては、専門委員としての適性を備えた会員の把握、専門委員としての研修、推薦等の体制作りをする必要がある。

(5) 国際裁判管轄権等（ハーグ条約）

オランダのハーグに本拠を置く「ハーグ国際私法会議」において、「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決に関する条約」（所謂ハーグ条約）が検討されている。ハーグ条約は、特許権や商標権、著作権等の知的財産権の他に、電子商取引やデジタルコンテンツ等の国際裁判管轄権等に関するもので、弁理士にも関係が深い内容を含んでいる。特に、知的財産権の侵害訴訟の裁判管轄を権利登録国の専属管轄にするか国際管轄にするかは我々弁理士にも大いに関係があり、日本弁理士会としては今後もハーグ条約の推移に注目する必要がある。

(6) その他

上記のテーマ以外にも、弁理士と関係の深い司法制度としては、上記意見書で提言されている「特許権及び実用新案権等に関する訴訟事件についての東京・大阪両地方裁判所への専属管轄化」、「特許権侵害訴訟等の知的財産権関係訴訟における証拠収集方法の拡充」、更には「米国の特許権等侵害訴訟におけるディスカバリー制度での守秘特権ないし秘匿特権（Attorney-Client Privilege）」等が挙げられよう。

これらについても日本弁理士会では既に検討をしているが、今後もそれらのあるべき姿を模索し、より良い方向に進展できるよう検討・提言をして行くべきである。